

重要なお知らせ

平成31年4/1(月)から
桜川市内の開発許可等の事務^(※1)が
県から桜川市に移譲されます。

留意事項

円滑な事務の移譲を図るため、
以下の項目について皆様のご協力をお願いします。

- 📌 4/1(月)以降に申請予定の案件は、桜川市と事前相談を行ってください。
- 📌 3/14(木)までに申請される案件は、これまで通り県(県西県民センター)が処理を行います。
- 📌 3/15(金)から3月末までの申請は、ご遠慮ください。
4/1(月)以降、桜川市に申請^(※2)をお願いします。

※1. 移譲される事務は、次のとおりです。

- ◎ 都市計画法の規定による開発許可等
- ◎ 租税特別措置法の規定による優良宅地造成の認定
- ◎ 宅地造成等規制法の規定による宅地造成工事規制区域の指定等

※2. 桜川市への申請手数料を県証紙で支払うことはできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

桜川市建設部都市整備課 TEL 0296-58-5111 (内線 1166)

茨城県県西県民センター建築指導課 TEL 0296-24-9154

茨城県土木部都市局建築指導課 TEL 029-301-4732